

◎ 保険法

(平成二〇年六月六日法律第五六号)

一、提案理由(平成二〇年四月一日・衆議院法務委員会)

○鳩山国務大臣 保険法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、保険契約に関する法制を現代の社会経済的に確に対応したものとするため、商法第二編第十章の保険契約に関する規定を全面的に見直して、保険契約に関する新たな法典を制定し、共済契約をその適用の対象とともに、傷害疾病保険に関する規定を新設するほか、保険契約者等を保護するための規定を整備し、表記を現代用語化するものであります。その要点は、次のとおりでございます。

第一に、商法の保険契約に関する規定は共済契約を適用の対象としていませんが、この法律案においては、保険契約と同等の内容を有する共済契約も、その適用の対象とすることとしております。

第二に、損害保険及び生命保険のほかに、商法には規定のない傷害疾病保険に関する規定を新設することとしております。

第三に、保険契約者等を保護するため、次のような規定を整備することとしております。

まず、保険契約締結時の告知についての規定を見直し、保険契約者等は保険者から質問された事項について告知すれば足りることとともに、保険募集人による告知妨害等があった場合の規定を新設することとしております。

また、保険金の支払い時期についての規定を新設し、保険者が適正な保険金の支払いのための不可欠な調査を行うために客観的に必要な期間が経過した後は、保険者は遅滞の責任を負うこととしております。

そして、これらの規定の内容よりも保険契約者等に不利な内容の合意を無効とすることとしております。

第四に、責任保険契約について、被害者が保険金から優先的に被害の回復を受けることができるようにするため、被害者に、保険給付を請求する権利について特別の先取特権を付与することとしております。

第五に、生命保険契約の保険金受取人の変更についての規定を整備し、保険金受取人の変更の意思表示の相手方が保険者であることや、遺言による保険金受取人の変更が可能であることについて、明文の規定を設けることとしております。

第六に、商法の保険契約に関する規定は、明治三十二年に制定されたものであり、片仮名文語体で表記されていることから、国民にわかりやすい法制とするため、これを平仮名口語体

の表記に改めることとしております。

.....(略).....

以上が、これらの法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院法務委員長報告(平成二〇年四月三〇日)

○下村博文君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

両案は、保険契約に関する法制を現代の社会経済的に確に对应したものとするため、商法の保険契約に関する規定を全面的に見直して、所要の法整備を行おうとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

まず第一に、保険契約と同等の内容を有する共済契約を保険法の適用の対象に含めるものとしております。

第二に、損害保険及び生命保険のほかに、傷害疾病保険に関する規定を新設するものとしております。

第三に、保険契約者等を保護するため、保険契約締結時の告知についての規定の見直し、保険金の支払い時期についての規定の新設、片面的強行規定の導入等を行うものとしております。

す。

両案は、去る四月七日日本委員会に付託され、十一日鳩山法務大臣から提案理由の説明を聴取し、十五日質疑に入り、二十二日参考人から意見を聴取しました。二十五日質疑を終局し、採決の結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二〇年四月二五日)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 保険契約が国民にとって公共性の高い重要な仕組みであることに鑑み、本法の立法趣旨や本法で新設された制度の内容について、保険契約者等の保護の視点から国民への周知徹底を図ること。

二 本法が、保険契約、共済契約等の契約に関する規律を定める法であつて、組織法や監督法の一元化を図るものではないことを確認すること。

三 告知義務の質問応答義務への転換や告知妨害に関する規定の新設により、告知義務違反を理由とする不当な保険金の不

払いの防止が期待されていることを踏まえ、改正の趣旨に反しないよう、保険契約者等に分かりやすく、必要事項を明確にした告知書の作成など、告知制度の一層の充実を図ること。

四 保険給付の履行期については、保険給付を行うために必要な調査事項を例示するなどして確認を要する事項に関して調査が遅滞なく行われ、保険契約者等の保護に遺漏のないよう、約款の作成、認可等に当たり十分に留意すること。

五 重大事由による解除については、保険者が解除権を濫用することのないよう、解除事由を明確にするなど約款の作成、認可等に当たり本法の趣旨に沿い十分に留意すること。

六 未成年者を被保険者とする死亡保険契約については、未成年者の保護を図る観点から適切な保険契約の引受けがされるよう、特に配慮すること。

七 雇用者が保険金受取人となる団体生命保険契約については、被保険者となる被用者からの同意の取得に際しては当該被用者が、また保険給付の履行を行うに際してはその家族が、保険金受取人や保険金の額等の契約の内容を認識できるよう努めること。

保険法

三、参議院法務委員長報告(平成二〇年五月三〇日)

○遠山清彦君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、保険法案は、社会経済情勢の変化にかんがみ、保険に関する法制について、共済契約をその適用の対象に含めることとするほか、保険契約締結に際しての告知、保険給付の履行期等に関する保険契約者の保護に資するための規定を整備し、傷害疾病保険に関する規定の新設等を行うとともに、国民に理解しやすい法制とするため表記を現代用語化するものであります。

次に、保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、保険法の施行に伴い、商法その他の関係法律の規定の整備をするともに、所要の経過措置を定めるものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して審査を行い、保険法の適用範囲を共済に拡大する趣旨、保険法案第二十一条第一項の相当の期間の意義、保険契約の被保険者からの不当な解除権の濫用防止手段、団体生命保険における被保険者の真摯な同意の確保方法等について質疑を行うとともに、参考人からの意見聴取を行いました。その詳細は会議録によって御承知願ひ

ます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の仁比委員より両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対して附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二〇年五月二九日)

政府及び関係者は、これらの法律の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 保険給付の履行期に関して、保険者による支払拒絶事由等の調査及び支払いの可否に関する回答が迅速かつ適正に行われるべき体制を確保すること。

二 保険法第二十一条第一項、第五十二条第一項及び第八十一条第一項における「相当の期間」に関しては、これらの規定の趣旨を踏まえ、契約類型ごとに確認を要する事項を具体的に示すなどした約款を作成するよう指導監督するものとし、その際、現行約款が規定する損害保険契約にあつては三十日、生命保険契約にあつては五日、傷害疾病定額保険にあつては三十日の各期限が「相当の期間」の一つの目安となるこ

とを前提に、その期限を不当に遅滞させるような約款を認めないこと。

三 重大事由による解除(保険法第三十条第三号、第五十七条第三号及び第八十六条第三号)に関しては、保険金不払いの口実として濫用された実態があることを踏まえ、その適用に当たつては、第三十条第一号若しくは第二号等に匹敵する趣旨のものであることを確認すること。また、保険者が重大事由を知り、又は知り得た後は、解除が合理的期間内になされるよう、政府は、保険者を適切に指導・監督すること。

四 約款は保険者により一方的に作成されるものであり、複雑・難解であること並びに多様化した商品内容及び保険事故に関する一般的・専門的情報等が保険者側に偏在している事実にかんがみ、保険契約者等の保護に欠ける条項、不明確な条項、保険契約者等の合理的期待に反する条項等が生じないよう、約款の作成又は認可に当たり充分に留意すること。また、約款の認可、監督に当たつては、恣意的に運用されることがないよう、指針をより明確にすること。

五 雇用者が保険金受取人となる団体生命保険契約については、被保険者となる被用者からの同意の取得に際しては当該被用者が、保険給付の履行を行うに際してはその家族が、保険金受取人や保険金の額等の契約の内容を認識できるよう努

めること。また、他人の生命の保険契約については、被保険者の保護にもとる事態が生ずることのないよう十分に留意すること。

六 告知に関する規定を含め多くの片面的強行規定を設けるなどして保険契約者等を保護するために保険法が制定されたという立法趣旨が保険者に遵守されるようにするため、必要に応じこのような立法趣旨を踏まえて監督基準の見直しを行い、また、当該立法趣旨や遺言による保険金受取人の変更などの新たに設けられた制度の内容が消費者に十分認識されるよう、周知を徹底すること。

七 保険法が、保険契約、共済契約等の契約に関する規律を定める法律であって、組織法や監督法の一元化を図るものではないことを確認すること。
右決議する。